



2024年7月16日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ク ア ラ イ ン
代表者の役職・氏名 代表取締役社長 大垣内 剛
(コード番号：6173 東証グロース)
問 合 せ 先 取締役副社長 経営企画部長 加藤 伸克
(TEL. 03-6758-5588)

2025年2月期第1四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年7月16日付で、企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第29号）による改正前の企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を中国財務局に提出することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 対象となる四半期報告書

第30期（2025年2月期）第1四半期報告書（自 2024年3月1日 至 2024年5月31日）

2. 延長前の提出期限

2024年7月16日

3. 延長が承認された場合の提出期限

2024年9月30日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、2024年7月5日に適時開示しました「特別調査委員会設置並びに2025年2月期第1四半期決算発表の延期及び2025年2月期第1四半期報告書の提出期限延長申請の検討に関するお知らせ」に記載のとおり、当社において特別調査委員会による調査が継続していることにより、現時点において2025年2月期第1四半期決算関連手続が完了しておりません。また、当社は、会計監査人より、2025年2月期第1四半期の四半期レビュー手続において、特別調査委員会の調査結果を踏まえた追加的な手続を実施する必要があるところ、当該追加的な手続を完了させるために一定の期間を要するため、当該四半期レビュー手続を四半期報告書の提出期限である2024年7月16日までに並行して完了させることができないとの説明を受けております。

このため、当社は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和5年法律第79号）による改正前の金融商品取引法第24条の4の7第1項に定める提出期限である2024年7月16日までに第30期（2025年2月期）第1四半期報告書を提出することができないこととなりましたので、本日付で当該四半期報告書の提出期限の延長に係る承認申請を行うことといたしました。

(1) 不正確な会計処理が行われていた可能性が判明した経緯

当社は、外部機関による調査（資料の提出、ヒアリング）の過程において、当社が保有する投資有価証券（暗号資産転換可能社債）及び暗号資産関連の取引（取得・有価証券の分類・評価）及び水まわりサービス支援事業（水まわりのトラブルを解消する業務を営む加盟店の運営支援事業）における取引に関して、過年度（2023年2月期）より不正確な会計処理が行われていた可能性があること（以下「本事案」といいます。）を2024年6月13日に指摘されました。具体的には、当社が2022年7月に取得した100百万円の投資有価証券（暗号資産転換可能社債）について取得価額で評価しているが時価評価することにより評価損を計上すべきではないかとの疑義、同年10月に取得した99百万円の暗号資産について2024年2月期3Qに評価損を計上しているが2023年2月期に時価評価することにより評価損を計上すべきではないかとの疑義を指摘されております。水まわりサービス支援事業における加盟店との取引について、売上の過大計上・費用の過少計上・記載すべき債権債務の計上漏れ・貸倒引当金の過少計上の可能性を指摘されており、現時点において過年度における不正確な会計処理の規模は把握出来ておりません。なお、投資有価証券（暗号資産転換可能社債）については、2022年7月に100百万円取得、2024年2月に100百万円取得しており、2023年2月期末簿価は100百万円、2024年2月期末簿価は200百万円となります。暗号資産については、2022年10月に99百万円取得しており、2023年2月期末簿価は99百万円、2024年2月期3Qに70百万円評価損を計上し、2024年2月期末簿価は28百万円となります。

(2) 承認を受けようとする期間の積算根拠

現時点において、特別調査委員会による調査、当社による開示書類の作成及び提出、並びに会計監査人による会計監査及び意見報告は、十分な人員で作業をしているものの、主たる加盟店が3社ありそれぞれの認識を順に確認する必要があること、債権債務の確認においては単発の取引のみ確認すれば足りるというものではなく、連動して他の取引についても広く調査する必要がある可能性があること、当時の経理担当者の体調不良によりタイムリーな事情聴取ができない可能性があること、調査委員会において金融商品関連取引に関する考察が必要になること等の事情が調査に時間を要する要因となっております。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に関する申請が承認された場合には、速やかにお知らせいたします。

株主・投資家の皆さまをはじめとする関係者の皆さまには、多大なるご迷惑とご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

以上